

広報

やつまこし

1979
11月
第137号

■発行／新潟県古志郡山古志村役場 電話 (025859) 2331 ■印刷／大川印刷株式会社 ■毎月1日発行



廃品回収

さる十月九日、山古志中学校生徒により、今年二回目の廃品回収が行われました。働く喜びと回りの美化、また、物を大切にして有効利用するため、半日間、一生懸命でした。その収益金は、生徒会活動に使われ、今回三二〇〇〇円。

最近生徒数が少くなり、一部落三、四人のところもあって、なかなか大変なようです。

「山坂を重いものを運ぶのですから……。でも、二三の子供たちはよく働きます。また父兄の皆さんも協力してくださいって助かりました。」と、担当の金山先生。

回収が終って、業者が引取りに来る間にマンガ本を読むのが、生徒たちの一番の楽しみのようです。

昭和54年11月 広報やまこし

請求手続きを必要とするもの

(一) 次の要件を備えた旧海軍の特務士官や准士官であった方の仮定俸給の改善。

- 下士官として在職していたことがある者
- 昭和20年11月30までの旧軍人としての実在職年数が、普通恩給としての所要最短年数以上である者
- 旧軍人等の加算年を年金額に反映される年齢が「六五歳以上」から「六十歳以上」に引下げられます。

旧軍人としての実在職年が三年以上ある方には、現在、一時恩給もしくは一時金が支給されています。ところが、まだ相当の方が請求していません。未請求者またはその遺族の方は、次の事項を参考にして、役場まで相談ください。

- 旧軍人の実在職年が引続いて三年以上の人…………一時恩給
- 旧軍人の実在職年数が断続してあり、合計して三年以上の人…………一時金

(なお、詳しくは住民課福祉係におたずねください。)

犬、ねこの引取り

次により不用犬、不用ねこの引取りを行います。

日時—11月9日(金) 10:30~10:40

会場一役場

手数料—1匹につき1,000円。子犬、子ねこは10匹につき1,000円。

引取方法—子犬、子ねこは段ボール箱に入れ封をする。親犬、親ねこは麻袋等に入れ持参する。なお、印鑑を持参ください。

インフルエンザ予防接種

(ジフテリア・百日ぜき・破傷風三種混合ワクチン接種)

期日		会場	時間
第1回	第2回		
11月12日(月)	12月3日(月)	種苧原中学校	13:30~14:30
13日(火)	4日(火)	池谷小学校	13:30~14:00
15日(木)		虫亀小学校	14:30~15:00
14日(水)	5日(水)	竹沢小学校	13:30~14:00
		東竹沢小学校	14:30~14:50
15日(木)	6日(木)	山古志中学校	13:30~14:30

インフルエンザ 対象…幼児、小中学生、一般希望者 料金…幼児無料、小中学生-500円、一般-700円 三種混合ワクチン 対象…昭和51年8月1日~昭和52年7月31日生まれの者は3回接種(3回目は個々に連絡)、および、昨年接種を受けた者は1回接種

停電のお知らせ

日時—11月19日(月) 9時~13時

区域—山古志村全域

恩給が改善されます



法律の改正で、旧軍人等の恩給が改善されます。現在受けている恩給・扶助料の増額については、次の請求改定となるものを除き、自動的に行われます。しかし、次の改善について該当する方は所定の請求手続を行ってください。

旧軍人の一時恩給及び一時金について

(三) 訓導等として勤務していた者が代用教員となり、引続き訓導等になった場合、代用教員期間が恩給の基礎在職年に通算されます。

お知らせ

相続放棄は3か月以内に

家庭裁判所へ

「夫は商売をしていたが、死後に、自分の知らない借金をしていましたことがわかった。財産はなく、残された者はこれを支払う力がないのですが……。」こんな相談を、新聞などで見かけることがあります。

法律によると、相続される財産・利義務いっさいが含まれます。したがって、家・土地・現金などのほかに、売買代金や借金などの負債も負わなければなりません。財産に対して負債が多いときには、あとに残された遺族が苦しい思いをすることになってしまいます。

そこで、三か月以内に家庭裁判所に申出て、「自分は相続をしま

相続に関して困った問題があるときは、なるべく早く家庭裁判所にご相談ください。

(新潟家庭裁判所長岡支部)

せん」という「相続の放棄」をすることができます。この手続きを合だけでなく、農業や個人営業などの細分化を防ぐというような目的にも使われています。きちんと相続放棄しないで「相続分なき」との証明書によって遺産をもらわない形をとっていますと、あとで相続債務の追及を受けることにあります。きちんと相続分なきとの証明書によって遺産をもらったりかねませんので注意してください。

電話の移転工事の申込みはお早めに

家屋の完成や、転居の日が決まりましたら、一日も早く電話の移転工事を申込んでください。また、家屋の増改築の際は、電話用の配管もお忘れなく設備してください。

長岡電報電話局 ☎(32)-0600 (無料)



税の相談はお気軽に
長岡税務署 (35) 2070
税務相談室 (33) 5252

税を知る週間

11月11日～17日

私たちが豊かな生活を送り、住みよい村づくりのために、税金はいろいろなところで使われています。道路、福祉、学校などです。このように税金は、私たちが安定した豊かな生活のため負担しなければならない「暮らしを守る共通の会費」ともいえるでしょう。

税金

では、具体的にどのように使われているか、私たちに関係の深い教育費についてみてみましょう。公立学校の生徒一人に使われている税金は、昭和五十二年度で、小学生三十六万円、中学生四十一万円、高校生で四十八万円にもな

これに対し、私たちが納めてい
る税金は、夫婦と子供一人のサラ
リーマン家庭で年間収入三百万円
の場合、所得税と住民税合わせて
約十一万円となっています。

このほか、酒税や物品税なども
あつて単純に比較できませんが、
かなりの額が私たちの身のまわり
に還元されているのですね。



けふは祭祀の恒例にて、家ごとに酒さかなのもうけ（儲）ありまいて牛出せしものは、おののその捷を祈りて。準備にともにからざれば、有べき限り酒さかなるを取出て。处せまきまでおきならべ（安排）たる。主客辞譲（じしゃう）ぎわしく。牛裁判らも立替り。

十貫文を。手に手に取て来つゝ。
小文吾が目前へ。恭しくおきな
らべて。もろともすすむる。
やう。只今主人の稟せし如く。
相応しからぬ東西にはあれど。
暑さに向ふ折なれば。縮はやが
て御旅中の。汗とりにもなさる
べし。錢は当所の恒例にて。

日のいと長きころなれば。く
れなんとして暮もせず。ななつ
さがりの宿ながら。田舎は殊に
長閑なる。そのひとかまへを看
めぐらして。かぶき門よりすす
みたるに。主人はもとよる富裕
にて。とうむら（本郷）第二の
長なれば。妻子あり。奴婢も多
かり。さきには小廝を走らして。
けふの始末をしかじかと。はや
く宿所へつけたりければ。妻も
児子も小文吾の。名を聞き知り
つ。ころを得て。みなみなひと
しく出で迎へたる。もてなしぶ
り大かなならず。客房へとて案
内をしつ。上坐におしのぼして。
茶をすすめ果子をすすめ。妻も
児子もあれ牛を。捕鎮められし
よろこびを。云々をのべなどす。
その時主人の須本太郎は。婦妾
みづから小文吾にすすめけり。
がもて来ぬる。酒杯を受とりて。
その時主人の須本太郎は。婦妾
みづから小文吾にすすめけり。
後方を見かへれば。牛裁判らが
召べし。只献盃のさかなにてぞ。
とみそなわし給ひて。とのべて
入りて。思ひのままに飲みもし
つ。啖ひもしつつ笑ひ興じて。
人より先に酔ひたりければ。か
たは痛きこと多かり。既にし
てあまたたび（数番）めぐりし
時。須本太郎は又あらためて。
小文吾にすすめていふやう。た
またまお宿はつかまつれども。
にわか（猛）の事にておもふに
まかせず。田舎料理の似而非饗
膳。いと恥かしく候なり。つき
て一ち二種のさかなあり。こは
暴牛を鎮め給ひし。おん報ひ
もうさんは。烏許がましくも思
召べし。只献盃のさかなにてぞ。
ところ得て。次のも准備をし
たる。縮麻織五六反と。永楽錢

八犬志
その作者と
佐野軍兵衛
(118)

昭和54年11月 広報やまこし (6)

移動相談所を開設

最近、国民年金のことが、茶の間の話題にもされ、高い関心が寄せられています。

こうした年金の質問や相談に答
るため、次のとおり相談所を開
ます。保険料や給付のこと、そ
の他どんな小さなことでも結構で
るので、気軽にいでください。

11月8日(木)
9:30~11:30 役 場
13:30~15:30 種苧原公民館

厚生年金の期間がなくなると、
アッシの年金は大丈夫ですかい。
ご隠居 熊さんは確か昭和六年
生れだったネ。そうすると、この
ままでは老齢年金は受けられない
ヨ。というのは、熊さんの場合は
少くとも国民年金に昭和41年から
入っていなければならぬのに入

「ご隠居」 国民年金では、時効になつた滞納期間の保険料を納めることのできる「特例納付」を昭和55年6月30日までやつてゐる。それを利用して、熊さんの年金権をよみがえさせる訳だよ。

それから、出稼ぎの際は必ず「年金手帳」を持参し、事業所名、所在地、加入・喪失年月日をメモしておくことだネ。さらに、保険料は忘れずにかけ、年金の手続きをそのつじ速やかにすることだヨ。

熊五郎 早速、特例納付をかけたうえで出稼ぎに行つてきます。

～ 10月13日より ～

新潟県最低賃金

1日—**2,542円**

時間給は1時間319円

(この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入しない。)

出稼ぎと国民年金

あなたの年金は

大丈夫ですか

Y村の熊五郎さんは今年も名古屋方面へ出稼ぎに出かけるため、稻刈りが一段落したある日、村の診療所へ“健康診断”に行つたところ、年金委員をしているご隠居さんとバッタリ会いました……。

「通算年金」といつてだネ、渡り歩いた期間をつなげた場合、決められた期間あれば、それぞれの制度を渡り歩いている人は、熊さんのようにいくつかの制度を渡り歩いている人は、**ご隠居** 齢年金はどうなるんですかい?。考

つていなかつただろう。でも今大
ら大丈夫だヨ。安心しなさい。
熊五郎 それはどういうことで
すか?

—熊五郎さんの年金カルテ—

○生年月日 昭和6年4月11日
 ○加入期間 昭和43年4月に国民年金に加入、その後、毎年10月～翌年の3月まで厚生年金に加入

昭和 36年	昭和 41年 43年	昭和 54年	昭和 66年	
35歳	37歳	48歳	60歳	

→ この期間は特別割りなし」と、熊さんは年金を受ける資格がない。

- ◆夜間の交通事故防止
 - 夜の道 車は見えてもあなたは見えない
 - 無燈火は お先まづくら事故のもと
 - 見通しの 悪い夜道が安全速度
- ◆出稼家庭の事故防止
 - 火災、盗難のご用心
 - 老人、子供の事故防止
 - 越冬準備は、お早めに
 - 困りごとは、すぐ駐在所へ